

国による伊勢湾の水生生物保全環境基準の類型指定の検討状況について

1 経過

- 水生生物の保全に係る水質環境基準（以下「水生生物保全環境基準」という。）は、平成 15 年 11 月環境省告示第 123 号（水質汚濁に係る環境基準について）で設定された。
- 水生生物保全環境基準に係る水域類型の各公共用水域への指定は、伊勢湾等の政令で定める水域については国が行うこととされている。
- 国は、水域類型の指定について、平成 16 年 8 月に中央環境審議会に諮問し、中央環境審議会ではこれまでに第 4 次答申まで行っている。
- 答申を受け、国は河川の水域類型の指定は全て終了し、海域は東京湾についてのみ指定済みである。
- 伊勢湾については、専門委員会で 4 回審議され、パブリックコメントについても終了している。

2 中央環境審議会審議経過

(諮問)

- 平成 16 年 8 月 27 日 環境大臣から中央環境審議会に諮問
中央環境審議会から水環境部会への付議

(伊勢湾の類型指定に係る審議会の審議経過)

- 平成 22 年 6 月 24 日 第 20 回水生生物保全環境基準類型指定専門委員会(伊勢湾水域の状況について等)
- 平成 22 年 9 月 29 日 第 21 回専門委員会 (伊勢湾における産卵場・生育場の状況について等)
- 平成 23 年 2 月 2 日 第 22 回専門委員会 (第 5 次報告案について等)
- 平成 23 年 8 月 31 日 第 23 回専門委員会 (パブコメ結果、第 5 次報告案について等)

(パブリックコメント)

- 平成 23 年 3 月 29 日～平成 23 年 4 月 29 日

(審議会の答申の経過)

- 平成 18 年 4 月 28 日 第 1 次答申 (北上川、多摩川、大和川、吉野川の類型指定)
- 平成 20 年 6 月 17 日 第 2 次答申 (利根川等 9 河川、霞ヶ浦等 3 湖沼、東京湾の類型指定)
- 平成 21 年 7 月 21 日 第 3 次答申 (木曾川、天竜川等 10 河川、琵琶湖の類型指定)
- 平成 22 年 6 月 14 日 第 4 次答申 (信濃川、阿武隈川等 10 河川の類型指定)

3 伊勢湾における水生生物保全環境基準の類型指定案

